

中国における知的財産権保護問題

—より実効のあがる活動をめざして—

大阪工業大学教授 工学博士 山崎 攻



目次

はじめに

発展する中国経済

モノづくり技術の流出

技術のただ乗り論

知財実務者訪中のねらい

参加メンバー

訪問先と所轄業務

取締当局との会議の進め方

現地法律事務所のブリーフィング

上海市公安局

上海市工商行政管理局

上海海関

義烏市質量技術監督局および中国小商品城

上海大金空調有限公司

より実効のあがる取り組みをめざして

まとめ

.....

はじめに

中国のニセモノ市場の規模は3兆円といわれ、GDPの約2%にも相当する巨大ビジネスとなっている。日本企業の商標権、意匠権などの知的財産権を侵害したのも多く、政府や財界が中国政府に改善の要求をしているがニセモノはいっこうに減る気配を見せない。関西企業の知財担当者の中で話し合った結果、政府高官や財界といったトップレベルとは別に、我々のような知財の実務者で現地の取締の実務責任者に会い、実務者同士で具体的対策について直談判し、すぐにも実効があがる手だてを探ることになった。2004年5月、関西の企業の実務者で訪中団を結成し上海市を訪ね、現地取締当局の実務責任者と具体的に突っ込んだ話し合いを行った。本稿はその要約であり読者諸兄の参考になれば幸いである。

発展する中国経済

中国政府の発表によると2004年の貿易総額は1兆1,000億ドルに達し、米国、日本に次いで世界第3位、2005年には日本を抜いて世界2位になると予測して

いる。驚くべき成長率であるが、主要港のコンテナ取扱量を比較してみるとその差は歴然である。香港の年間取扱量は20.0MTEU（百万TEU、1TEUは20フィートコンテナ1個分相当）、上海11.3MTEU、深セン11.3MTEUと1,000万TEUを超えているのに対して日本は、横浜2.4MTEU、神戸1.8MTEUと大きく水をあけられている。中国のGDP（2003年の発表で1兆4,164億ドル）に比較すると貿易総額が異常に大きい、これは材料を輸入し製品を輸出する加工型の「世界の工場」になったことの現れである。

モノづくり技術の流出

従来、日本の企業はアジア企業に対し技術援助契約を結び、国内で十分に製造実績のある「枯れた商品」を現地生産してきた。日本から生産を打ち切った商品の金型と完熟した生産技術を提供して工場を稼働させ現地需要に応じてきた。中国の場合、外貨が著しく不足していたので最初から外貨が獲得できる「輸出競争力のある」最新式の生産技術を求めてきた。最初から新しい生産設備を導入すると立ち上げに苦労するのが普通であり、中国の要求はモノづくりの常識からはずれていると考えられた。1990年代に入ると生産設備にもコンピュータが入りはじめた。はじめは単なる制御プログラムであった。次第にプロセスのノウハウもソフトウェアに組み込まれていった。わかりやすい例として電気炊飯器で説明する。昔は「メシ炊き〇年」といわれた寿司屋の職人芸も、今ではほとんど電気炊飯器に代わっている。何年も修行して得られるノウハウがコンピュータソフトに組み込まれ、家庭でもスイッチひとつで、新米、古米、餅米、おかゆまで、経験の少ない素人でも失敗もなくおいしく炊けるようになった。同様に生産設備もコンピュータを内蔵したため高度技能者でなくてもスイッチを入れるだけですぐに良品が製造できるようになってきた。このようなスイッチを入れるだけの（フルターンキーシステムと呼

ばれる)生産設備は早期立ち上げと品質の安定に役立ったが、同時にこれまで蓄積した日本の生産技術の流出を招き、後発のキャッチアップを容易にした。

技術のただ乗り論

日本は基礎研究に力を入れず米国の基礎技術を使ってビジネスで儲けていると批判されたことがあった。産業界では膨大な特許料を支払っており、「ただ乗り」どころか乗車券に特急券、グリーン料金も負担していたような実態だったが、あえて異議を唱えても特許料が安くなるわけではないし、「ただ乗り論」で文教予算が増えて日本の基礎研究が充実することを期待して黙認していた。日本企業は多額の研究開発投資を続けVHSやDVDのように世界標準規格となる技術を生み出し、今度は中国から特許料をいただく番になっている。中国もWTOに加盟し、建前としては知的財産権も日本のように保護されるようになった。法律は整備され知的財産権の保護活動も始まっているが必ずしも中国全土で完全に遵守されているわけではない。知的財産の「ただ乗り」がGDPの2%に達する中国では、日本が米国に特許料を支払った感覚で支払いに応じると考えるのは危険である。

日本の経営者は自分たちが正直に特許料を払ってきたことから、中国も知的財産権を重視し、正直に特許料を支払ってくれると思こんでいる人が多い。米国の特許料はプロパテントで高騰してきており、相手の企業も同率の特許料を負担するなら公平な競争ができるが、「ただ乗り」されるとコスト力に差がでて競争力が激減する。知財のわからない経営者の中には「(日本にしか商標登録をしていないのに)中国でニセモノがでたからすぐ取り締まれ」とか、「中国に特許出願したのに全然特許料が振り込まれてこない、なにをしているのか」と苛立つ人もいる。ひとことで侵害対策といっても、真贋判定や製品分析、催告、提訴など多くの手間と費用が必要である。各企業の知財部門では限られた人員と予算の中で取り組むべき課題が多く対策に苦慮している。

知財実務者訪中のねらい

2002年末、関西の経済6団体(関西経済連合会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所、関西経済同友会、関西経営者協会)は共同で「関西産業競争力会議」をもち、7つの行動プロジェクトをま

とめた。そのひとつが知的財産に関するもので、具体的に推進するために2003年春、WGが設置され筆者が座長をつとめた。WGの議論で明らかになったことだが、中国へ進出したほとんどの企業が商標や意匠侵害の被害を受けており、対策をうっても「モグラ叩き」状態でニセモノが後を絶たず、事業展開の課題になっているとの声が多かった。そこで知財WGでは広く関西の企業に呼びかけ、知的財産部門の実務者で訪中団を結成し、2004年5月25日から28日まで中国経済の中心である上海市を訪問して、取締当局の実務責任者と率直に意見を交換し、取締当局に取締の強化を要請するとともに、より実効のあがる知的財産権侵害対策の策定に役立てることをねらいとした。

参加メンバー

主催は関西経済6団体、事務局は関西経済連合会が担当した。参加者は17名で参加企業の業種は電機、化学、繊維、衣料、医療機器、精密機械と多岐にわたり、現地で多面的に議論できる訪中団となった。特筆すべきことは上海に駐在している実務者が数名現地参加したことである。巨大都市の上海では現地に駐在していても当局と直接交渉する機会は少なく、この訪中団に便乗したと考えられる。

訪問先と所轄業務

上海特別市は中国経済の中心都市である。関西とは鑑真の時代から縁が深く、大阪市とは姉妹都市の関係にある。中国での知的財産権侵害の取り締まりは縦割りであり、知識産権局が特許・実用新案や意匠権関係、工商行政管理局(AIC)が商標や不正競争法など、版權局は著作権やソフトウェア関係、質量技術監督局が商品の品質表示など、海関は税関に相当し、公安は刑事事件を担当している。取締の実務はそれぞれの地域で行われており、今回の訪問先の公安、工商行政管理局、海関は上海特別市政府の実務執行部門に相当する。

上海到着の初日、参加メンバーに対してロベルス法律事務所にブリーフィングをお願いした。ロベルス法律事務所は現地での知財係争を数多く経験しており、中国の知財関連法と地域の取締機関の関係、最近の侵害案件についての説明をもらった。

中国の物流と取締の実態を視察するため、浙江省義烏市へ足をのばし質量技術監督局と中国小商品城を訪ねた。また帰国日には中国での事業展開に伴う諸問題

を総括的に学ぶため、関西企業の現地法人（上海大金空調有限公司）に立ち寄り、中国における事業展開と知的財産権に関する状況を伺った。

取締当局との会議の進め方

訪問先では最初に団長の筆者から今回の実務者訪中団の趣旨を説明し、権利者側と取締側との文字通り実務者会議なので、具体的に突っ込んだ議論をしたいと述べるとともに、当局のさらなる取締の強化を要請した。これを受け、現地取締当局の責任者（所長クラス）から活動状況や課題と対策の説明があり、訪中団メンバーとの質疑応答を行った。ひとつの訪問先での所要時間は概ね2時間程度であったが、実務者同士で無用な気遣いもなく、かなり突っ込んだ議論ができた。

現地法律事務所のブリーフィング

① 中国における知財関連法と執行機関

WTO加盟により中国の国内法は整備されている。専利法および専利法施行細則は発明・考案・意匠、商標法および商標法施行細則は商標、著作権法および著作権法施行細則、ソフトウェア保護条例は著作物、ソフトウェア、品質管理法および関連の各種行政法規は品質表示、反不正競争法および関連の各種行政法規は営業秘密などと知的財産権保護に関する法体系は万全である。司法は三権分立ではないが、最高人民法院、高級人民法院、中級人民法院、基層人民法院に加え知的財産権裁判廷に至るまで完備している。

② 侵害品を発見するには

侵害品の情報は現地社員の市場調査や顧客からの品質・サービスに対する苦情として直接得られるもの、工商行政管理局、海関、公安などの現地取締機関からの問い合わせで得るもの、民間の調査会社（私立探偵）に依頼し有償で入手するものがある。最近の模倣品は自社工場で一貫生産せず別々の下請けで作らせ、最終段階まで商標を付けないなど手口が巧妙になっている。民間の調査会社の情報は貴重であるが情報の確度にばらつきがあり、レイドをかけても空振りになることも多い。

③ 取締と罰則

所轄の官庁により、地域により取り組みに温度差がある。地域によっては地元の保護主義が根強く残って

おり、ニセモノ業者が市長の友人であるとか、市長がニセモノ業者に個人的に出資をしているとかで、行政の取締の手がゆるめられることもある。もちろん悪質な場合は汚職として別途処罰される。

④ 「モグラ叩き」よりも「親モグラ探し」を

模倣品を作っても小規模（8万ドル未満）だと公安は刑事事件として取り扱わない。工商行政管理局が取り締まる場合は処罰が比較的軽いので同じ業者が再び同じ犯罪を繰り返すことが多い。取締で発見された模倣品は没収するので、ニセモノ事業者の経済的損失は大きい。再びニセモノ事業をするにはまとまった資金が必要で、ほとんどの場合、再犯を犯す業者の裏には営業ルートや資本家の支援がある。単に「モグラ叩き」的に捕まえてもまたモグラが顔を出す。裏に潜む「親モグラ」を探しだす作戦をとった方が賢い。

上海市公安局

上海市公安局経済部総隊長は、「上海市政府は市の経済発展、投資環境の整備のために知的財産権保護を重視している。公安局では市の方針に基づき、上海に進出してくる日本企業が十分に活動できるよう知的財産権の違反を厳しく取り締まっている」と述べた。続いて質疑応答に移った。

Q1 上海では日常的にどのような規模で知的財産侵害を取り締まっているか。

A1 公安が扱うのは刑事事件で年間に約100件以上、内容としては商標権侵害がほとんどである。民事事件は直接司法に持ち込まれるし、別に工商行政管理局、海関なども取締を行う。

Q2 刑事事件として扱う基準はなにか。

A2 数量と金額で判断するが8万ドル以上が対象になる。

Q3 この一年で執行したもっとも重い刑罰はどのくらいか。

A3 懲役4年の刑を科した。法的には最高5年まで刑罰を科すことができる。

Q4 上海地区の事業者に対してどんな知的財産権の啓蒙活動をしているか。

A4 上海市の各部門で知的財産権保護の啓蒙活動をしている。毎年10月26日を知的財産権の日と定め、公安、海関、工商局が連携して進めている。昨年は南京路（上

海の銀座通り)で1万人署名活動を実施した。

Q5 部品だけを製造している企業の取締は難しいのではないか。

A5 商標がついていない段階では摘発は難しい。

Q6 再犯が多いと聞くが対策はどうしているか。

A6 再犯に対しては行政罰、刑事罰を重くしている。

上海市工商行政管理局

商標監督管理処処長から工商行政管理局の重点取り組み、課題と対策の説明があり、引き続いて質疑応答を行った。

① 重点取り組み

上海市政府は海外からの投資環境の整備に力を入れている。8つの重点取り組みがあるが、そのひとつが商標権保護である。2004年は単に商標だけにとどまらず広く知的財産権保護活動を展開した。特に「商標」、「商品」、「市場」の3点を重点的に取り組んでいる。第一番目の「商標」については国内外の著名な商標を重点的に保護すべく、著名な商標のリストを作成している。リストには日本企業の東芝、松下、ソニー、シャープ、キャノン、三洋などが含まれている。次の「商品」であるが、重点的に知的財産権の保護を行う商品とは人命や安全に関わる商品で家電製品も含まれる。三番目の「市場」は襄陽商場のような取引の現場での取締に力を入れている。

② 取締の課題と対策

上海は商業都市であり、他の地区に比べて販売における知的財産権侵害が多い。2003年は1,049件の取り調べを行ったが、このうち約80%は工商局が担当した。案件はほとんど小売商における商標権侵害である。上海は流行の発信地であり上海の商品は中国全土で人

気が高い。そこで上海市企業の商標が他の地域で侵害されるケースが増えている。こうした場合に上海の工商局では取り締まる権限がない。その地域の工商局に連絡し取り締まってもらうことになる。実は本日後、華北の6都市の工商局の処長が集まり地域をまたがる侵害対策について話し合う。インターネットなどを活用しこのような侵害に対しても効率的に取り締まっていきたい。また、商標権侵害の場合、侵害された権利者の協力が必要である。市場調査は工商局でも調査を行っているが予算も限られており多くの職員を投入することはできない。真贋鑑定も工商局だけではできないし、権利者と違い市場における品質・価格から経験的に侵害品を判断することも工商局では難しい。権利者が市場調査をして侵害品を発見してくれれば工商局は取締にパワーを集中できる。

質疑応答

Q1 地域にまたがる商標権侵害というが商標権の権利者は中国全土に対して権利を持っている訳で、どこの地域でも権利行使できるのではないか。

A1 問題はその権利執行の手続きである。どこの工商局に申し立てれば受理されるかということである。中国では権利者は侵害されている地域の工商局に申し立てることになっている。たとえば上海の企業が上海で侵害品を製造し他の地域でのみ販売する場合、上海の工商局はその申し立てを受理できないルールになっている。販売されている地域の工商局が受け付けることになっている。上海ぐらいの大都市になると大きなマーケットなので、ほとんどの場合上海地区でも販売される。少量でも上海での販売の事実さえつかめば受理され取締が行われる。

Q2 工商局の職員は侵害の調査や罰則の決定にどのような権限を持つか。

A2 帳簿の調査、商品の調査の権限を有している。また、商品の没収、罰金(上限は商品金額の3倍)を科す権限もある。ほとんどの場合、侵害者は取り調べに対して抵抗しない。なぜならば工商局は営業許可の権限を持っており、営業停止処分が受けるのが怖いからである。商標法以外にも反不正競争法、消費者保護法、会社登記(事業内容)などからも調査する権限がある。

Q3 日本企業が直接中国で商標権を取得した場合、工商局からの侵害事件に関する連絡は日本本社に直接さ



図1 上海市工商行政管理局との会議

れるのか、あるいは同社の現地法人に対してなされるのか。

A3 商標権侵害が見つければ工商局に届けられている連絡先リストに連絡する。中国の現地会社の場合もあれば代理人であったり日本の本社だったりする。

Q4 権利者として何をすれば取締効果を上げられるか。

A4 権利者側に真贋鑑定をしてもらえないと処理が進まない。権利者が鑑定してくれない場合は商標法でなく反不正競争法や品質管理法などで処理せざるを得ない。しかし商標法で取り締まるほど決定的でなく、反不正競争法や品質管理法では適切でないことが多い。商標権の保護には権利者の協力が大切である。

Q5 著名商標と一般商標はどう異なるのか。

A5 登録されているすべての商標をすべて調査し取り締まるのは事実上困難であり、有名な商標をもう一度著名商標として重ねて登録されると効率的に取締ができる。

上海海関

上海海関法規処処長から活動状況、日本企業との協力、課題と対策について説明があり、質疑応答を行った。

① 活動状況

上海海関は知的財産権を重視しており、海関保護条例に基づいて活動している。2003年は年間で212件の侵害を取り締まった。上海港は年間コンテナ取扱量で1,000万TEUを超え世界第三位（一位香港、二位シンガポール）で、中国の対外貿易の1/4は上海港で扱われている。我々はこの膨大な貨物の通関のス



図2 上海海関との会議 歓迎パネルに「上海海関と知識産権権利人との懇談会」とある



図3 上海市高速道路橋脚にも知的財産権保護の啓蒙パネル「知識産権保護を強化し、良好な投資環境を造営しよう」と謳っている

ピードに影響しないように迅速に侵害品摘発と処理をしなければならない。

② 日本企業との協力

ここ数年日本企業の権利者と協力して効果的に多くの商標権侵害を摘発している。主なところでは松下電器、松下電池、光洋精工、スズキ、ホンダ、ソニーなどである。私（処長）自身も日本国特許庁や発明協会の研修に参加し日本の知的財産権制度を学んだ。海関では日本の権利者と交流を進めており双方の理解が進んでいると感じる。

③ 課題と対策

侵害品を通関させてしまうリスクをさけるには、データや情報を集めることが大切である。海関はそれらの情報を分析し判断するので権利者から情報提供があればより効率的に取り締まることができる。ぜひ権利者企業の協力をいただきたい。

質疑応答

Q1 通関のスピードに影響しないようにとのことだが、実際に侵害容疑の荷が見つかったとき、海関ではどのぐらいの期間差し止めることができるのか。

A1 海関は疑いの荷を見つけた場合、すぐに権利者（代理人を含む）に連絡する。権利者は3日以内（土、日を除く）に侵害の有無を判断し回答してほしい。権利者は荷送人のデータを持っているからすぐに判断できるはずだ。3日以内に連絡がないと通関させるし

かない。

Q2 日本企業は3日の期限を守っているか。

A2 我々に協力的で、ほとんど守ってくれる。

Q3 海関での取締は具体的にどう進めるのか。

A3 まず権利侵害の疑いがあれば権利者に連絡し3日以内に回答してもらおう。侵害が事実であれば権利者に担保金を納入してもらい差し止めを執行する。差し押さえた荷を詳細に調べ30日間以内に判断結果を権利者に報告する。判断結果に不服の場合、20日以内であれば裁判所へ提訴することが可能である。

Q4 海関の権限はどこまで行使できるのか。たとえば日本の税関は商標権侵害の疑いがあると判断した場合、(もちろん捜査令状が必要だが)税関を離れて工場、倉庫、販売店まで捜査ができるし、侵害と思われるものを発見したらその場で押収する権限もある。

A4 海関の権限は海関を離れたところまで及ばない。日本の税関のような権限はない。ほかの取締機関と協力して行うことはある。

Q5 没収した侵害品はオークションにかけたり廃棄処分すると聞いたが、実際はどうか。

A5 商品によって判断する。商標をはずせば使えるものはオークションにかけられるが、電気製品や自動車部品のように品質や安全に関わるものは廃棄処分となる。

義烏市質量技術監督局および中国小商品城

商品流通と取締の実態を調査するために、上海から300キロ南の浙江省義烏市を訪問した。ここには中国小商品城があり地域全体が日用雑貨関係の巨大な卸売市場になっている。日本の100円ショップはここで商品を仕入れたり作らせたりしているという。

義烏市質量技術監督局を訪問した。副局長以下監督局をあげて歓迎してくれた。副局長は、「義烏市は模倣品の取締を強化することによって市が発展できる。市の工商局、公安とも協力して取締をおこなっている」と述べた。義烏市は人口125万人、年間工業生産高188億元、70カ国以上の企業が進出しており、5,000人以上の外国人が在住しているという。「質量」といえば日本人は物理の授業で「質量Mの物体が……」と習ったことを思い出すだろうが、中国では「品質」の意味である。質量技術監督局は品質管理法に基づいて商品の品質表示が正しく行われているが調査し取締まる。ふと、「羊の頭」を表示して実際は「狗(イヌ)の肉」を売ったという「羊頭狗肉」の故事を思い起こ

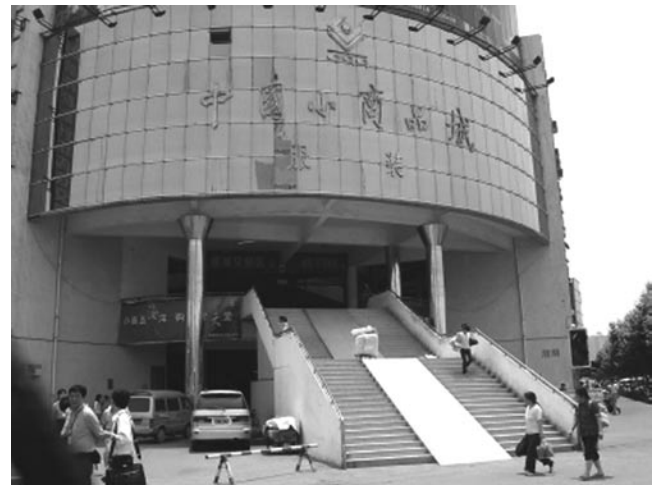


図4 義烏市にある中国小商品城 この商場は服装関係

した。

小商品城は商品区分ごとに分かれており、衣料、雑貨、大型家電、工芸品などの商場を見学した。なんとネクタイの卸売り場だけでワンフロアもあり、手縫いのネクタイは2.5元(約40円)で売られていた。交渉次第でもっと安くなるはずで、100円ショップで売っても十分に利益が出そうだ。仮に同じ商品を日本で製造した場合、仮に人件費をゼロにしてもこの値段で作れるだろうか、中国のモノづくり力、コスト力に改めて驚いた。

義烏はのんびりした田園地帯にあるが商場付近だけは活気がみなぎっている。大阪の船場と同じように大きなビルの中に小さな問屋が密集している。田舎なので店も客も素朴でエネルギッシュである。都会の商場として上海工商局が取締に力を入れている襄陽商場を視察した。襄陽公園の中で間口2メートルぐらいの露店が軒を連ね服飾品を中心に売っている。安いので韓国のバイヤーも仕入れに来るといふ。工商局からにらまれると営業権を取り上げられるためか、お店の対応はそれなりに節度がある。ところが店を持たない一匹狼の客引きがものすごい。我々は外国人バイヤーと見なされたのか、客引きに取り囲まれてしまった。場所は交番の真ん前であまりしつこいので警官が出てきて制止した。仕入れに来たバイヤーをつかまえて商品倉庫まで連れて行けば歩合がもらえる仕組みのようで、客を獲得できないとその日の収入はない。営業の許可を取ったお店なら客の方からやってくるが、客引きは裸一貫のキャッチセールスであり客の奪い合いに必死である。

上海大金空調有限公司

帰国日、空港に向かう途中で上海大金空調有限公司に立ち寄った。董事長兼総経理の田谷野氏から、ダイキンが中国へ進出して軌道に乗せるまでの苦労話や知的財産権の問題について伺った。全く関係のない現地企業が「上海大金科技有限公司」とか「大金坂本」とか紛らわしい商号・商標を使っているらしい。ダイキンは日本企業のなかでは中国進出が遅かった方だが、進出したらすぐに紛らわしい商号や商標が現れたという。「大金」のブランド力、技術力を悪用したり、わざわざ「坂本」と日本名を付加して日本企業を装ったりしているようだ。

より実効のあがる取り組みをめざして

今回訪問した現地の取締責任者はいずれも若く、仕事に熱意をもって取り組んでいる。質疑応答できわどい質問にも逃げずに真正面から機敏に回答し好感が持てた。文化革命後に教育を受けた責任者はよく勉強しており仕事も速い、まさにテクノクラートである。人口が日本の10倍ある中国では、このような優秀な人材も日本の10倍はいるだろうが、悪人（権利侵害者）の数は10倍どころではない。ニセモノ産業がGDPの2%に達することからも明らかである。

取締当局はあまりに多い案件に追い立てられている。市場調査や情報収集、真贋鑑定など権利者側でもできる協力すれば当局は取締に全力投球できるから成

果が上がる。取締の実務者の勤務評価は取締実績で評価されるから真剣である。やはり権利者も「自分の権利は自分で守る」という意識をもち、情報収集にもっと力を入れ、真贋鑑定などで取締当局に協力すべきであろう。結果的に取締実績をあがれば相互にメリットがあり、ウインウインの関係を構築できる。

ある責任者の口から、「ある有名なアパレル会社の場合、我々がニセモノを見つけて連絡しても、侵害品がある一定の金額以上でないとならば真贋鑑定に協力してくれない。こんなとき、我々は何のために命がけで取り締まっているのか、つい情けない気持ちになる」と実務者らしい本音が漏れた。

まとめ

今回は主に商標権侵害について紹介した。中国企業も次第に自前の商標でブランド力をつけていくであろう。ブランド侵害は前哨戦で、これからは特許権侵害の本格的知財戦争に移行していくことは確実である。見ればわかる商標と違い特許は立証するのに手数がかかる。訴訟となると時間も費用も商標の比較ではない。特許戦争の最後のよりどころは明細書である。中国へ出願した特許の明細書の内容は中国における法廷闘争に持ちこたえられるだけの記載になっているだろうか。いよいよ権利取得業務の真価が問われることになる。中国出願に関わる諸兄の活躍を期待する。

(原稿受領 2005.1.12)